みずばしょう園における事故賠償問題における塩谷課長の2回目回答の問題点

公開した資料の再提出請求に対する回答 (R6・11・19)に 対する論評 I (R6・11・27)

安平町長 様

10月22日に「情報公開請求した書類」の中で、受け取った次の二つの書類の 再度の提出の指示をお願いしました。「公開資料が、不十分で且つ見当外れの書類」 だったからです。以下、回答に対する「私の意見・指摘」です。

- 1点目。開示された「みずばしょう園の点検後の修繕箇所の」特定(地図)・・
 - 1,別紙1(令和6年分?)は、<u>小さ過ぎて、内容が判別できません。</u> (令和6年のみ)判別できる大きさの書類。
 - 2, 令和5年分の3つ。「なぜ、作らなかったのか」怠慢ではないか。 「ないから出せない」では、恥ずかしくないか?
 - 3、因みに、令和5年の修繕箇所の「場所が不明」という自体が理解できません。去年の事じゃありませんか?しかも「修繕後、直ちに、修繕を 実施したから記録がない」という理由が、なおわかりません。

そもそも、点検記録の様式は、決まっているのではないですか?

相変わらずの「盛り」と「作り話」のごまかし「回答」

1回答・・地図の拡大は可能であるが、**求められている「内容判別」が出来る地図** は不存在。

(意見・指摘)・・<u>まず、そもそも「内容判別」って、何ですか?</u> 求めてもいないことを「作り上げる」のですか?

私が公開を求めたのは、①点検後の「修繕箇所の特定(地図)」と②「修繕前後の写真」と修③繕支出を証明する書類、だったのです。しかし、提出された地図が、非常に不鮮明な地図であっために、「小さ過ぎて内容が判別できません」と表現したのです。ここで言う「内容の判別」って言うのは、「修繕箇所の特定(地図)」に関わる周辺状況の判断を含めてのことであることは明白じゃないありませんか。

どんどん話を作り上げて、盛るだけ盛って、「回答拒否」に導くというの 詐欺行為にかなり近い行為ですよ。 1回答の続き・・<u>道路・河川などの修繕工事</u>に、**内容のわかる詳細な図面は存在し**ない。・・スピードや臨機応変が求められるから<u>小規模な修繕に</u>
時間をかけて図面や書類を作成しないこととしている。

(意見・指摘)・・これを読まれた方は、ごまかされてはいけませんよ。 そもそも、いつ、私が<u>道路・河川などの修繕工事の</u>内容の わかる詳細な図面を求めましたか?

私が求めたのは、「塩谷課長が<u>点検後に直ちに(木道を)</u>修繕を実施した」と回答したので、「点検後の修繕箇所の特定(地図)」を、つまり「場所の確認」を地図上で教えて欲しい、とお願いしたのです。

決して「<u>道路・河川などの修繕工事の</u>内容のわかる<u>詳細な</u> 図面を求め」ていたのではありません。

おまけに、「<u>小規模な修繕に時間をかけて図面や書類を作成</u> しないこととしている」と塩谷課長は言ってますが、今回の 木道の修理に関して、私は「<u>図面や書類」を求めていません。</u> 単に、「場所の確認」を地図上で求めたに過ぎません。 話を「盛ったり作ったり」してはいけませんよ。

なお、ここで、私が、不可解に思っていることを、改めて、お聞きします。 塩谷課長、あなたは、私が記録の開示を求めた時、「<u>修繕後、直ちに、修繕を</u> 実施したから記録がない」と答えています。

しかし、「<u>直ちに、修繕を実施した」から「記録がない」という結論がどうして出てくるのか、疑問があり、「どうしてか」と尋ねたのです。</u>

塩谷課長に、改めて質問します。

質問1, あなたは、みずばしょう園を巡回して修繕が必要な箇所を見つけた時は、その日または別な日に修理者と材料を持ち込み、修繕をしますが、その時のこと、つまり、①修理した場所 ②修理に要した時間 ③修理人の人数(人名)④修理に要したに材料の調達について。等々の記録はしないのですか?これらに関して、上司(副町長?)に報告しないのですか?(記録簿の提出等しないか?)

質問2, これは、塩谷課長の以前の課長からの「伝統」なのですか?

もしそうだとしたら、塩谷課長も「上司に恵まれなかった人なのですね。」もし、塩谷氏が退職して新しい方が、建設課長になったら、おそらく、同じ流れで仕事することになるのだと思います。

願わくば、その時の上司の方が、「記録に残すことの大切さ」をき ちんと教えてくれる人に出会うことを期待するのみです。

どの仕事も、先輩の背中を見ながら成長します。

悪しき慣例を壊して、新しいルールを作っていくことが、望まれますね。

以下の質問に対する回答は、到底納得できないものです。 指摘は次回に行います。

2点目。開示を求めた「木道全体を見渡して再発の可能性の高い場所に関する対策、 協議、検討の記録。」は、「別紙4」の通りとありましたが、これは「ほぼ、 でたらめな文書」でありませんか?

> どこに、対策、協議、検討の記録が記載されていますか? この文書は、事実上、国土交通省の「公園施設長寿命化計画指針」のコピー じゃありませんか。

塩谷建設課長の「回答」に対する反論は後日行います。

3点目。しかも、「定期点検表」「健全度調査用チェックシート(橋梁)」などの検査項目 に及ぶ、実際に、点検した事実を示す資料がありません。

対策、協議、検討の時は、記録に基づいて行われるのではりませんか?

塩谷建設課長の「回答」に対する反論は後日行います。